標茶町プレミアム付商品券取扱店舗公募要領

1 事業の目的

消費税の引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、 地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、標茶町がプレミアム付商品券 (以下「商品券」という)の発行及び販売することを目的とする。

2 事業主体

標茶町

3 事業の名称

標茶町プレミアム付商品券事業

- 4 商品券の販売期間及び使用期間
- (1) 販売期間: 令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)
- (2) 使用期間: 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)

5 商品券発行概要

- (1) 購入対象者は「住民税の非課税者」及び「3歳未満子育て世帯の世帯主」
- (2) 商品券は、500円券10枚を1冊として4,000円で販売
- (3) 購入限度額は1人5冊、額面にして25,000円(販売額は20,000円)

6 商品券取扱の要件

取扱店は、申込書の提出時点において標茶町内で事業を行う店舗とする。 なお、標茶町暴力団排除条例第2条第1号から2号に該当する「暴力団」「暴力団員」 に該当する者が運営する事業所は対象外とする。

7 取扱い上の留意事項

- (1) 商品券の利用対象にならないもの
 - ア 商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
 - イ たばこ
 - ウ 不動産や金融商品
 - エ 国税や地方税、使用料などの公租公課
- (2) その他の留意事項
 - ア 商品券の使用は取扱店のみに限る。
 - イ 現金との引き換えは行うことができない。

- ウ つり銭は支払わない。
- エ 盗難や紛失に対して発行者は責めを負わない。

8 取扱店の周知方法

町ホームページに掲載するほか、商品券販売の際に取扱店一覧を購入者に配布する。

9 商品券の換金

換金は、取扱店において使用された商品券を換金実施機関に持参し、指定された金融 機関の口座に商品券の額面の合計額を振込むものとする。

- (1)換金請求期間は令和元年10月1日(火)から令和2年4月30日(木)の間とする。
- (2) 換金手数料は無料とする。
- (3) 送金は月2回を予定(15日、月末)。
- (4) 送金日が換金実施機関の休業日である場合は、翌営業日を送金日とする。
- (5) 希望する送金日の3営業日前までに換金実施機関に持参のこと。

10 登録方法

- (1) 取扱いを希望する店舗は、「標茶町プレミアム付商品券取扱店舗登録申請書」を標茶 町保健福祉課に持参又は郵送で提出すること。
- (2) 申請期間は令和元年8月30日(金)までとする。

11 取扱店の責務

- (1) 当該店舗において使用された商品券の裏面に、使用店舗名を押印または記入し、再利用できない処置を行うこと。
- (2) 換金を行うために換金実施機関に持ち込む場合は、他の商品券と区別し持ち込むこと。
- (3) 商品券の紛失・汚損等の責は、当該取扱店が負うこと。